様式第5号（第9条の2関係）

文書番号

平成　　年　　月　　日

様

三股町長　　　　　　　　　㊞

補助金等変更交付決定通知書

年　　月　　日付（文書番号）で変更交付申請のあった○○○○○要綱に基づく何年度（補助金等の名称）については、補助金等の交付に関する規則第9条の2第2項の規定により、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

記

1　事業名等

2　既交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円

3　変更申請額　　　　　　　　　　　　　　　円　（ 増額・減額 ）

4　変更交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円

交付決定に付した補助条件

1. この補助金は、補助の目的以外の事業に流用してはならない。
2. この補助金の対象となった事業が終了した時は、直ちに補助事業実績報告書を提出しなければならない。ただし、特に指示したものについてはこの限りでない。
3. 次の各号の一に該当する場合は、この補助決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
4. 補助金の交付目的並びに補助条件に違反したとき。
5. 事業成績不良と認めたとき。
6. 虚偽又は不正の手段で補助金交付の決定を受け又は補助金の交付を受けたとき。
7. この補助金の使途については、三股町監査委員が臨時監査を行うことがある。